

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項及び聖和短期大学学則第10条の規定に基づき、聖和短期大学(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、短期大学士とする。

2 短期大学士の学位は、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

短期大学士(保育学)

(学位授与の要件)

第3条 短期大学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行うものとする。

(学位の名称)

第4条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「(聖和短期大学)」と付記するものとする。

(学位の取消)

第5条 短期大学学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその榮譽を汚辱する行為があったときは、本学教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 短期大学学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

3 第1項の議決をするには、本学教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学位記の様式)

第6条 学位記は、別記様式のとおりとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本学教授会で決定する。

附 則

この規程は、2009年(平成21年)4月1日から施行する。

別記様式

<p>割 印 第 号</p> <p>卒 業 証 書 学 位 記</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p>	<p>本学保育科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め短期大学士(保育学)の学位を授与する</p> <p>年 月 日</p> <p>聖和短期大学</p> <p>学長 ○○○○ 印</p>
--	---